

夫婦及び子の氏と戸籍制度

鳥 澤 孝 之

- ① 氏名は個人を特定する機能を有し、社会生活を円滑に営む上で重要なものであるが、氏については民法上の夫婦同氏規定の見直しや子の氏の在り方が議論されることがある。氏と戸籍の制度上の基本的な関係、夫婦及び子のそれぞれの氏の変動に関する問題等を紹介し、これらと選択的夫婦別氏制度との関係について解説する。
- ② 戸籍制度は人の親族的身分関係や日本国籍を登録・公証するもので、同一の戸籍に記載される夫婦と子の三者間の氏は、同じものである。戸籍実務では氏を、戸籍の変動の基準となる「民法上の氏」と、氏の呼称それ自体の「呼称上の氏」に分けて運用がなされている。
- ③ 日本人同士の男女が婚姻届をした場合には、夫と妻のいずれの氏を称するのかを選び、その氏を称する夫又は妻を筆頭者として新たに戸籍を編製する。離婚した場合は、婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、婚姻前の氏に復し、原則として婚姻前の戸籍に復籍する。一方で日本人と外国人の男女が婚姻届をした場合には、外国人には戸籍がないことから、戸籍実務では夫婦の氏が異なるのが原則であるが、戸籍法上の届出により日本人が外国人の氏に変更することや、さらに離婚等の際に元の氏に変更することができる。
- ④ 出生した子は原則として、父母が日本人同士の嫡出子である場合は父母の氏を、非嫡出子である場合は母の氏を称し、それぞれの戸籍に入籍する。婚姻届をした父母の一方が外国人である場合は、日本人の父又は母の氏を称し、その戸籍に入籍する。子の氏の変更は、民法に基づき家庭裁判所の許可を得た場合、戸籍先例で特に認められた場合、及び戸籍法に基づき外国人父母の氏に変更する場合に認められている。
- ⑤ 選択的夫婦別氏制度の導入は平成8年の法制審議会で答申され、同年の民事行政審議会でも、別氏夫婦を同戸籍とし、その一方と氏を同じくする子も同籍とする戸籍法改正の基本方向が答申された。しかし国民の意見が大きく分かれていることなどから政府から改正関連法案が提出されない状況が継続した。平成21年の政権交代を契機に、選択的夫婦別氏制度の導入が政府で検討されたが、法案の提出には至らなかった。
- ⑥ 氏の制度の在り方は、出生、婚姻、離婚、父母と氏が異なる子の入籍などにかかわる。国民の納得の得られるよう議論が尽くされる必要があるだろう。

夫婦及び子の氏と戸籍制度

行政法務課 鳥澤 孝之

目 次

はじめに

I 氏と戸籍の関係

- 1 戸籍の編製
- 2 氏に関する民法と戸籍法の規定

II 夫婦の氏

- 1 日本人同士の夫婦
- 2 日本人と外国人の夫婦

III 子の氏

- 1 氏の取得
- 2 氏の変更

IV 選択的夫婦別氏制度

- 1 平成 8 年法制審議会答申
- 2 平成 21 年以降の政府等の動向

おわりに

はじめに

わが国の国民の法律上の呼称は氏（日常的に姓又は苗字と呼ばれるもの）と名から成り、氏は民法（明治29年法律第89号）により定まり、名は戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく出生届に際して付けられる⁽¹⁾。氏名は特定の個人を区別し、また自らを表示するために用いられることから、社会生活を円滑に営む上で重要なものである。この点最高裁判所判例で「氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であつて、人格権の一内容を構成するものというべきである」⁽²⁾とするものがある⁽³⁾。

氏名のうち氏については、民法上の夫婦同氏規定の見直しが議論されることがある。具体的には、法制審議会が答申した「民法の一部を改正する法律案要綱」（平成8年2月26日）⁽⁴⁾において、いわゆる選択的夫婦別氏（夫婦別姓）制度を導入するものとされた。その後平成21（2009）年の鳩山由紀夫内閣発足以降に議論が再度活発化した。夫婦の氏の変動は婚姻のときのみならず、離婚や配偶者と死別した場合などにも問題となる。また日本人が外国人と婚姻した場合、氏の変動について、日本人同士で婚姻した場合とは異なる取扱いがなされている。

一方で子は原則として父母又は母の氏を称すると民法で規定されているため、選択的夫婦別氏制度が導入されれば、子の氏の在り方に影響

を与える。

このような氏の在り方を考える場合、戸籍が氏を基準に編製されているため、民法のみならず戸籍制度との関係を検討する必要がある⁽⁵⁾。取り分け戸籍実務においては、氏について「民法上の氏」と「呼称上の氏」に区別して運用しているところである。

そこで本稿では、氏と戸籍の制度上の基本的な関係について説明した上で、夫婦及び子のそれぞれの氏の変動に関する問題について述べ、さらにそれらの問題と選択的夫婦別氏制度との関係について解説していくこととする。

I 氏と戸籍の関係

1 戸籍の編製

戸籍制度は人の親族的身分関係を登録・公証する制度であり、この制度に基づく登録簿が戸籍である。登録は届出に基づく戸籍の編製や、戸籍の記載により、公証は戸籍の謄本・抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は記録事項証明書の交付によってなされる。戸籍は日本国民についてのみ編製され、外国人については編製されないため、日本国籍を公証する機能を有する⁽⁶⁾。戸籍の記載の正確性は身分関係の変動に伴う届出などにより制度的に担保され、記載内容は真実であるという推定力を有するとの説明がある⁽⁷⁾。

戸籍の編製は「市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに」（戸籍法（以下「法」という。）第6条本文）行われ、同一の戸籍に記載される夫婦と子の三者間の氏は、同じものである。また、外国人と婚姻した

(1) 金子宏ほか編『法律学小辞典（第4版補訂版）』有斐閣、2008、p.46参照。

(2) 最高裁判所第三小法廷判決昭和63年2月16日『判例タイムズ』no.662、1988.6.1、pp.75-80。

(3) 氏名権について論じたものとして、大森政輔「氏名権論」川井健ほか編『講座・現代家族法 第1巻』日本評論社、1991、pp.25-40；五十嵐清「人格権法概説」有斐閣、2003、pp.148-162など参照。

(4) 法制審議会総会決定「民法の一部を改正する法律案要綱」1996.2.26。〈http://www.moj.go.jp/shingil/shingi_960226-1.html〉

(5) 国会での議論の例として、第174回国会衆議院法務委員会議録第11号 平成22年5月11日 p.3参照。

(6) ただし、日本国籍を有する者で戸籍に記載されない例外として天皇及び皇族があり、皇統譜が身分に関する事項を登録する（皇室典範（昭和22年法律第3号）第26条、皇統譜令（昭和22年政令第1号））。

者や、配偶者がいない者で同一の氏を有する子ができたときは、その者や子について新たに戸籍を編製する（同条ただし書）。一方で同じ戸籍に記載されるのは親子二世までで、夫婦とその孫が同籍になることは認められていない（法第17条）。さらに配偶者があるときは、新戸籍を編製する（法第20条）。そのため戸籍の編製単位の原則は、①夫婦及び同氏の子同一戸籍の原則、②三代戸籍禁止の原則、③一夫婦一戸籍の原則であるとの説明がなされている。⁽⁸⁾

現行の戸籍法で戸籍編製の基準において、夫婦親子をもって一戸籍としたのは「夫婦・親子関係が最も自然かつ基本的な結合であり、またこれが親族共同生活態の類型である」ためであると法務府担当官（当時）が説明している⁽⁹⁾。

同一戸籍に記載される夫婦と親子の範囲は、図1のとおりである。

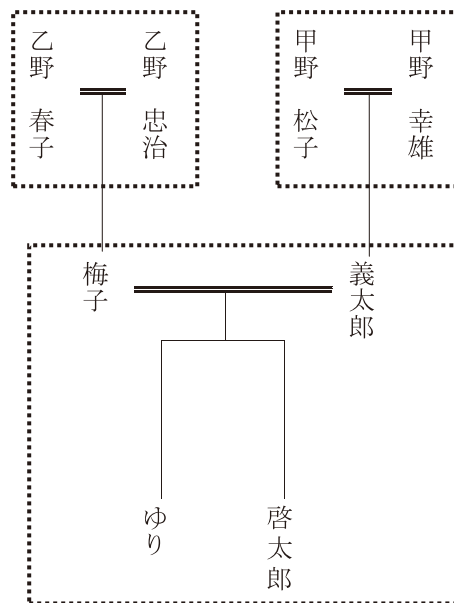
戸籍簿（戸籍をつづって帳簿としたもの。法第

7条。）を作成するために使用する戸籍用紙は、日本工業規格B列四番の丈夫な用紙を用い、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）附録第1号様式によって調製しなければならないとされている（同規則第1条）。また戸籍事務は電子情報処理組織（いわゆるコンピュータシステム）により取り扱うことも可能であり（法第118条及び第119条）、磁気ディスクに記録された媒体により調製される戸籍については、その記録事項証明様式が戸籍法施行規則第73条及び付録第22号様式で規定されている。

戸籍用紙に記載された戸籍のひな形は図2、コンピュータにより記載された戸籍のひな形は図3のとおりである。

図2及び図3のような戸籍の記載は、主に出生、認知、婚姻、死亡などの際の届出に基づいて、新戸籍の編製、入籍（一方の戸籍から他方の戸籍に入ること、又は新たに戸籍に記載されるこ

図1 親族関係と戸籍記載の範囲



※ : 同一戸籍の夫婦・親子の範囲
 (出典) 筆者作成。

(7) 『研修教材 戸籍法概説（第6版）』法務総合研究所, 2010, pp.1-5.

(8) 同上, p.74; 田代有嗣監修・高妻新『体系・戸籍用語事典 法令・親族・戸籍実務・相続・旧法（改訂）』日本加除出版, 2001, pp.195-204 参照。なお①の原則の例外として、子が氏を改めずに婚姻して戸籍を新たに編製した場合や、子が分籍した場合（図4 ④参照）などがある（青木惺「民法上の氏と呼称上の氏について」『家庭裁判月報』vol.41 no.5, 1989.5, p.103 参照）。

(9) 青木義人『戸籍法』（法律学体系コンメンタール篇 第1部第18）日本評論社, 1951, pp.28-29.

と。)、除籍(一つの戸籍に記載された者が、新戸籍を編製され、他の戸籍に入った場合等に戸籍の記載の対象から除外されること。)、分籍(戸籍の筆頭者及びその配偶者以外の者で、成年に達した者が、別に新しく戸籍を作ること。法第21条。)、復籍(法第19条に規定する場合に婚姻前、縁組前、子の改氏前の戸籍に入ること。)などについて記載がなされる⁽¹⁰⁾。これらの記載による戸籍の変遷の例として、図4参照。

以上のような戸籍制度について、身分登録について欧米諸国のような個人別編製主義をとらず、日本の全国民相互間の身分関係の有無・内容を把握することができ、記載内容の真実性を担保することができることなどから、「我が国の戸籍制度は、制度の仕組みの点においても、また、その実質においても、世界に冠たるもの」⁽¹¹⁾であり、また「戸籍制度の身分登記制度に対するすぐれた効用は、相続の場合に顕著に現われる」⁽¹²⁾などの指摘がなされている。

2 氏に関する民法と戸籍法の規定

氏は民法の夫婦同氏(第750条)、親子同氏(第790条)、養子の氏(第810条)、子の氏の変更(第791条)、婚姻又は縁組の解消の場合の復氏(第751条第1項、第767条第1項、第816条第1項)により決定され、自由な選択は許されない。ただし、民法の規定によって氏の決定ができない①棄児(法第57条)、②無国籍の父母から国内で生まれた子、③国籍取得者・帰化者、④旧国籍法に基づき婚姻又は縁組によって日本国籍を取得した者が離婚又は離縁した場合、⑤父母が

不明で、かつ、婚姻、縁組によって氏が決まっていない無籍者が就籍する場合には、氏の自由な選択が許される。⁽¹³⁾

現行の戸籍法が施行されるまでは、家の変動がない状態で家自体の呼称を変更することは、個人の同一性が紛らわしくなり、社会秩序が乱れることから、明治5年8月24日太政官布告第235号で「華族ヨリ平民ニ至ル迄自今苗字名並屋号共改称不相成候事」と定められ、原則として氏の変更を禁止していた⁽¹⁴⁾。法第107条第1項では、身分の変動に関係なく、やむを得ない事由がある場合には家庭裁判所の許可を得て氏を変更することができる⁽¹⁵⁾と規定されている。このことから、特定の個人について、民法により与えられた氏と、戸籍法により与えられた氏が異なることが考えられる。

例えば、図4②の「梅子」とその子「啓太郎」は、民法で規定された氏と、戸籍で呼称される氏はともに「甲野」という同一の氏である。しかし図4④での「啓太郎」の分籍後に、「啓太郎」がやむを得ない事由があるとして、戸籍法に基づき「山田」に氏を変更することがある。この状況について、「啓太郎」は婚姻による改氏などの身分変動がないことから民法で与えられた氏に変更はなく、母「梅子」と民法で与えられた氏(「甲野」)は同一であるが、戸籍法で与えられた氏に変更があり(「甲野」から「山田」)、母子間で氏の呼称が異なると説明されることがある。

また民法で規定する氏は、夫婦と親子のみであり、それ以外の者の関係について氏の決定、

(10) 田代監修・高妻 前掲注(8), pp.205-212.

(11) 大森政輔「戸籍の信頼保持方策について一虚偽届出と過誤処理に伴う二、三の問題一」細川清・海老原良宗編『家族法と戸籍—その現在及び将来—』テイハン, 1986, pp.442-443.

(12) 平賀健太「戸籍と国籍」戸籍法50周年記念論文集編纂委員会編『現行戸籍制度50年の歩みと展望—戸籍法50周年記念論文集—』日本加除出版, 1999, p.81.

(13) 前掲注(7), p.75.

(14) 谷口知平『戸籍法(第3版)』(法律学全集 25-I)有斐閣, 1986, pp.266-267; 唄孝一『氏の変更』(唄孝一・家族法著作選集 第2巻)日本評論社, 1992, pp.16-18.

(15) やむを得ない事由の例としては、著しく難解・難読・珍妙な氏である場合など、本人や社会一般に不利や不便を生じている場合などがある。田代監修・高妻 前掲注(8), pp.580-582; 唄 同上, pp.71-249 参照。

氏の異同については規定していないことから、祖父母と孫、子相互（兄弟姉妹）間等において氏の異同を論ずることは無意味であり、戸籍先例では氏の異同は夫婦と親子の関係を有する当事者間のみで生ずる問題であるとされている⁽¹⁶⁾。したがって、同一戸籍内に在籍する兄弟姉妹間や、父の後妻と子の間などには、氏が同一であるとの規定が民法にないことから、同一戸籍の夫婦や親子の間とは異なり、「民法上の氏」が異なると言われることがある⁽¹⁷⁾。他方で戸籍編製の基準となった氏（図4では「甲野」）と同じ氏を称する者は、戸籍法に基づき同一の戸籍に記載され氏の呼称が同一であるため、これをもって同一戸籍内に在籍する夫婦や親子の間のみならず、兄弟姉妹間や、父の後妻と子の間でも「呼称上の氏」が同一であるとの説明がある。⁽¹⁸⁾

かつては氏の変更において、「民法上の氏」が民法で規定された戸籍の変動の原因（婚姻、離婚、出生、子の氏の変更など）に基づく氏であるのに対し、「呼称上の氏」が法第107条に基づく変更による氏であるとの区別がなされていた。しかし離婚に伴い婚姻時の戸籍から除籍された場合（図6-2参照）でも婚姻時の氏を呼称することができる「婚氏続称」制度が昭和51年に民法に規定されたこと（Ⅱ1(2)参照）や、外国人と婚姻した者による、戸籍や民法で規定された氏を有しない外国人配偶者の呼称してい

る氏への変更が、昭和59年に制度化されたこと（Ⅱ2参照）などによって、氏の変更について従来の理解を修正する必要が生じた⁽¹⁹⁾。そのため現在では一般に「民法上の氏」は、氏の取得及び変動が民法によって規定され、戸籍の変動の基準となる氏をいい、「呼称上の氏」は戸籍に記載されている氏の呼称それ自体であり、戸籍の変動（民法の規定）とは関係なく、字体呼称を同じくするかどうかにより同一性が決まるものであると、説明されている⁽²⁰⁾。戸籍実務では「民法上の氏」と「呼称上の氏」は、戸籍の変動に際して相互に関連する。取り分け、離婚や子の氏の変更に伴って他の戸籍（実家、氏が異なる父の戸籍など）に入籍しようとする場合（Ⅱ1(2)、Ⅲ2(1)(2)参照）、その可否は戸籍に記載されている「呼称上の氏」ではなく、入籍しようとする者の「民法上の氏」が入籍先の戸籍の編製基準となっている「民法上の氏」と異なるのかが問題となることから、これらの氏の区別を明確に理解しなければ、戸籍事務の運用に支障をきたすとされている⁽²¹⁾。

戸籍実務において、このような「民法上の氏」と「呼称上の氏」の二重概念を用いたことによって、戦前の家制度時代から戦後の新民法・新戸籍法の時代への橋渡しを円滑に行い得たとする指摘がある⁽²²⁾。すなわち、昭和23年1月1日施行の民法の一部を改正する法律（昭和22年法

(16) 前掲注(7), pp.74-75; 「昭和31年12月28日付民事甲第2930号民事局長回答（昭和31年11月20日付日記（戸）第2003号山形地方務局長照会）」『親族、相続、戸籍に関する訓令通牒録 第3巻』（加除式）日本加除出版、昭和7(1932), pp.3064-3064ノ5; 水野紀子「戸籍制度」『ジュリスト』no.1000, 1992.5.1・15, p.165 参照。

(17) 我妻栄「氏と戸籍」『ジュリスト』no.25, 1953.1, p.9; 床谷文雄「第1講 民法上の氏と呼称上の氏」中川高男編『民法基本論集 第Ⅶ巻一家族法』法学書院, 1993, pp.4, 11; 山川一陽「民法上の氏と呼称上の氏—呼称上の氏の形成と発展」戸籍法50周年記念論文集編纂委員会編 前掲注(12), p.939 参照。

(18) 青木 前掲注(8), pp.102-104 参照。

(19) 同上, pp.122-123.

(20) 水野 前掲注(16), pp.163-171; 我妻 前掲注(17), pp.8-10; 床谷 前掲注(17), p.7; 山川 前掲注(17), pp.939-945; 大森政輔「第3章 戸籍法に規定する事件」斎藤秀夫・菊池信男編『注解 家事審判規則・特別家事審判規則（改訂）』青林書院, 1992, p.489; 唄孝一「『氏』ないし『氏論議』を論ずる」水野紀子編『家族—ジェンダーと自由と法』（ジェンダー法・政策研究叢書 第6巻）東北大学出版会, 2006, pp.235-270 参照。なお、「民法上の氏」と「呼称上の氏」の区別は、現行戸籍法の制定直後から論じられている。青木 前掲注(9), pp.35-38 参照。

(21) 青木 前掲注(8), p.123 参照。

(22) 梶村太市「『民法上の氏』『呼称上の氏』考」戸籍法50周年記念論文集編纂委員会編 前掲注(12), pp.958-960.

律第 222 号) による改正前の民法 (旧民法) の親族関係の規定 (第 4 編) では、氏について「戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス」(第 746 条) と家単位で定められ、「民法上の氏」の取得や変更は「家」への出入 (入家・去家) を意味するとされていた⁽²³⁾。これに対して現行民法では「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」(第 750 条) と夫婦単位で称する旨改められたものの、現行戸籍法の制定時には当時の法務府担当官から「氏そのものが家の廃止と従来の伝統的国民感情との妥協の所産といわれるように、理論的に多くの問題を包蔵しているばかりでなく、その解釈と取扱においても、身分関係の飛躍的民主化の要請と、これに反発せんとする現実の国民感情とが錯綜して、問題を一層複雑ならしめ」と説明されるような状況であった⁽²⁴⁾。

このように、「民法上の氏」と「呼称上の氏」の概念を用いることに対しては、民法や戸籍法の有識者から、戸籍事務を複雑にし「不毛ともいべき議論を展開させている」⁽²⁵⁾、「子の氏の規律が一貫性・妥当性を欠くこと」になった⁽²⁶⁾、「氏の異同」に関する解釈で様々な「珍論」が出された⁽²⁷⁾、さらに「民法と戸籍法の統一的解釈としては法律上の氏はあくまで一つであるとする解釈を貫いたほうがよい」⁽²⁸⁾等の指摘がなされている。

なお旧民法では、同一戸籍に在ることが相続の順位や扶養に関する権利義務に影響したが (旧民法第 972 条、第 956 条)、現行民法では戸籍が同一であるかどうかは単に戸籍の編製上の便宜の問題であって、原則として私法上の相続や

扶養などの権利義務に影響を及ぼすものではなく⁽²⁹⁾、氏の変動は現在では戸籍の変動の原因になるだけのものにすぎなくなったとの指摘がある⁽³⁰⁾。

II 夫婦の氏

1 日本人同士の夫婦

(1) 婚姻

民法上の夫婦になろうとする男女がいずれも日本国籍を有する者 (日本人) である場合には、婚姻によって夫婦の新戸籍が編製される。すなわち、夫婦は婚姻届をする際に夫と妻のいずれの氏を称するのを選び (民法第 750 条、法第 74 条)、その氏を称する夫又は妻を筆頭者とした戸籍を新たに編製する (法第 14 条第 1 項、第 16 条第 1 項)。ただし、分籍した場合のように、筆頭者となる夫又は妻の戸籍が既にありその氏を称する場合には、他方の配偶者はその戸籍に入籍する (法第 16 条第 1 項ただし書)。この夫婦の間に子が出生したときは、その子も同一の戸籍に入籍する (法第 18 条第 1 項)。

これに対して婚姻届によらずに婚姻の事実関係のみ存在する事実婚の夫婦については、婚姻に伴う新戸籍は編製されず、戸籍の変動は生じない。しかしこの夫婦の間に子が出生した場合、民法上の婚姻中に懐胎していない非嫡出子 (民法第 772 条第 1 項参照) は母の氏を称し (同法第 790 条第 2 項)、母の戸籍に入ることになるため、母が戸籍の筆頭者でない (両親の戸籍に記載されている場合など) 場合には、その子とともに新戸籍を編製する (法第 17 条、第 18 条第 2 項)⁽³¹⁾。

⁽²³⁾ 山川 前掲注(17), p.941 参照。

⁽²⁴⁾ 青木 前掲注(9), p.35. なお、夫婦や子の氏に関する民法改正法案の立案経過について論じた座談会の記録として、我妻栄編『戦後における民法改正の経過 (オンデマンド版)』日本評論社, 2009, pp.131-137, 152-162 参照。

⁽²⁵⁾ 島野穹子「戸籍制度の現状と将来」『自由と正義』vol.37 no.5, 1986.5, p.11.

⁽²⁶⁾ 水野 前掲注(16)

⁽²⁷⁾ 唄 前掲注(20), pp.240-244.

⁽²⁸⁾ 梶村 前掲注(22), p.968.

⁽²⁹⁾ 加藤令造著・岡垣学補訂『新版 戸籍法逐条解説 (改訂 2 版)』日本加除出版, 1981, p.44.

⁽³⁰⁾ 山川 前掲注(17), p.944.

図 5-1 事実婚夫婦の妻と子の戸籍の例

昭和四拾壹年壹月八日京都市上京区で出生同月拾日父届出入籍届 子の出生届出平成四年拾壹月拾日京都市上京区小山初音町十八番 地乙野忠治戸籍から入籍届		平成四年拾壹月拾日編製届		本籍 京都市上京区小山初音町十八番地
平成四年拾壹月拾日 雄同籍義太郎認届出同月式拾日同区长から送付届	平成四年拾壹月式日京都市上京区で出生同月拾日母届出入籍届 平成四年拾壹月式拾日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸	父 甲野 義太郎	母 乙野 梅子	氏名 乙野 梅子
生届 平成四年拾壹月式日	父 啓太郎 男長	父 乙野 忠治 女長	母 乙野 梅子	氏名 乙野 梅子
生届 昭和四拾壹年壹月八日	父 梅子	父 乙野 忠治	母 乙野 梅子	氏名 乙野 梅子

(出典) 高橋昌昭『一目でわかる戸籍の各種届出 (新版)』(レジストラ・ブックス 116) 日本加除出版, 2006, p.78; 荒木文明『戸籍のための Q&A 「出生届」のすべて』日本加除出版, 2008, pp.360-361 などに基づき、筆者作成。

図 5-2 事実婚夫婦の夫の戸籍の例

平成四年拾壹月式拾日京都市上京区小山初音町十八番地乙野梅子同籍啓太郎を認届出届		省略		本籍 東京都千代田区平河町一丁目四番地
昭和四拾年六月式拾壹日	父 義太郎 男長	父 甲野 幸雄	母 乙野 梅子	氏名 甲野 幸雄

(出典) 高橋昌昭『一目でわかる戸籍の各種届出 (新版)』(レジストラ・ブックス 116) 日本加除出版, 2006, p.78 などに基づき、筆者作成。

(31) 事実婚夫婦から生まれる子の戸籍や氏が法律婚夫婦の子とは異なり、自動的に母の戸籍に入籍して母の氏を称し、父の氏を名乗らせるには家庭裁判所に子の氏の変更の申立てをする必要があるなど家庭に負担がかかること等を論じたものとして、上原賢子「事実婚、出産へ山あり谷あり 夫婦別姓選んだ記者の場合」『朝日新聞』2010.12.1 参照。

事実婚夫婦の間に子が生まれ、夫がその子を認知した場合の戸籍の例は、図 5-1 及び図 5-2 のとおりである。

(2) 離婚

夫婦が離婚した場合、婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、婚姻前の氏に復し（民法第 767 条第 1 項）、原則として婚姻前の戸籍に復籍する（法第 19 条第 1 項）⁽³²⁾。

しかし例外として、離婚の日から 3 か月以内であれば、法に基づく届出によって、離婚の際に称していた氏を称すること（いわゆる婚氏続称）ができる（民法第 767 条第 2 項）。この届出をした場合、届け出た者について新たに戸籍が編製される（法第 19 条第 3 項）。妻が婚氏続称をした場合の戸籍の記載例として図 6-1 及び図 6-2 参照。

この婚氏続称に関する規定は、民法等の一部を改正する法律（昭和 51 年法律第 66 号）によって設けられたものである。この改正の狙いは、離婚によって復氏する者に社会生活上の不利益をもたらす可能性があるとともに、離婚後復氏した母とその養育する子との氏が異なることにより不都合が生じるおそれがあったことから、この救済のために離婚の際の氏を変えなくてもよいとするものであった。しかし復氏を原則とするものである以上、離婚後の氏と婚姻中の氏は別の氏であるとするのが当然であり、民法第 767 条第 2 項で「離婚の際に称していた氏を称することができる」としているのは、改めて別の氏を称するという意味を含めていると当時の

法務省担当官が解説している⁽³³⁾。したがって婚氏続称による氏と「民法上の氏」は異なるものであり、本改正の意義は法第 107 条第 1 項による氏の変更の際に必要となる家庭裁判所の許可を得ないで氏（呼称上の氏）の変更を認めた特則（立法的解決）であるとの指摘がある⁽³⁴⁾。

婚氏続称をした場合、①再度婚姻前の氏を称することや、②婚姻前の戸籍に復籍することが可能なかが問題となる。①については、離婚に当たり婚氏続称の届出をした妻が、婚姻前の氏への変更を求めた事案で、離婚の場合には復氏するのが原則であり、婚氏の継続使用は例外というべきものであるから、法第 107 条第 1 項の「やむを得ない事由」の解釈は原則として、通常の氏の変更の場合よりも緩和されるべきものとして、申立てが認容された裁判例がある⁽³⁵⁾。

②については、婚氏続称した子が婚姻前の氏である父母の氏を称して亡父が筆頭者の戸籍への入籍の届出を受理するよう求めた事案では「民法 791 条 1 項の『子が父又は母と氏を異にする場合』」というのは、条文の位置や立法の趣旨から、民法 790 条によつて取得した子の氏が父又は母の氏と異なる場合をいうものと解すべきである。したがって、民法 791 条 1 項の子の氏の変更は、離婚時の氏を称する子が父又は母と呼称上の氏を異にする場合を含まず、右の場合において子が父又は母と氏の呼称を同じくするためには、呼称上の氏の変更を規定する戸籍法 107 条 1 項によつてなされるべきである」として、入籍届を不受理とした市町村長の処分を相当とした裁判例がある⁽³⁶⁾。

32 戸籍用紙に記載される戸籍の様式では、離婚に際して除籍された配偶者（多くの場合は妻）は、その名を記載している欄に朱で×が記載されることから（図 6-2、図 9-1 参照）、離婚した者が「×－（ばついち）」と言われることがある（二宮周平「家族法入門 7 離婚の効果（1）離婚と夫婦の氏」『戸籍時報』no.663, 2010.12, p.52.）。

33 千種秀夫「民法等の一部を改正する法律の解説（一）」『法曹時報』vol.28 no.9, 1976.9, pp.2, 49-50.

34 田代監修・高妻 前掲注(8), p.446. なお、婚氏続称制度を設けたことによって「従来戸籍法において問題とされている呼称上の氏を民法が認知し」離婚による復氏の原則や、子の氏の変更等との関係で支障が生じたこと、法改正時の法制審議会の審議手続に不備があったことなどを指摘したものとして、唄 前掲注(20), pp.244-247 参照。

35 大阪高等裁判所決定昭和 52 年 12 月 21 日『判例タイムズ』no.401, 1980.2.1, p.152.

36 東京高等裁判所決定昭和 54 年 9 月 14 日『判例タイムズ』no.401, 1980.2.1, p.151.

図 6-1 離婚の際に婚氏続称をした場合の妻の新戸籍編製の例

本籍		京都府上京区小山西初音町十八番地	
氏名		甲野梅子	
出生	母	父	
昭和四拾老年老月八日	梅子	乙野忠治 春子 女長	
届出		平成参拾年式月拾日編製	
届出		平成参拾年式月拾日編製	
届出		昭和四拾老年老月八日京都市上京区で出生同月拾日父届出入籍	
届出		平成参拾年式月九日夫甲野義太郎と協議離婚届出	
届出		同日戸籍法七十七条の二の届出同月拾日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍	

(出典) 高橋昌昭『一目でわかる戸籍の各種届出 (新版)』(レジストラ・ブックス 116) 日本加除出版, 2006, p.165 などに基づき、筆者作成。

図 6-2 離婚の際に婚氏続称をした場合の夫婦の戸籍の例

本籍		東京都千代田区平河町一丁目四番地	
氏名		甲野義太郎	
出生	妻	母	父
昭和四拾老年老月八日	梅子	乙野忠治 春子 女長	甲野幸雄 松子 男長
届出		平成参拾年式月九日妻梅子と協議離婚届出	
届出		同日戸籍法七十七条の二の届出京都市上京区小山西初音町十八番地に新戸籍編製につき除籍	
届出		同日戸籍法七十七条の二の届出京都市上京区小山西初音町十八番地に新戸籍編製につき除籍	
届出		昭和四拾年六月式拾日	
届出		義太郎	

(出典) 高橋昌昭『一目でわかる戸籍の各種届出 (新版)』(レジストラ・ブックス 116) 日本加除出版, 2006, p.166 などに基づき、筆者作成。

(3) 死別

夫婦の一方が死亡した場合、死亡した配偶者は戸籍から除籍されるが、生存配偶者の記載は同じ戸籍に記載されたままの状態となる。しかし配偶者の氏に改氏した生存配偶者が婚姻前の氏を称したい場合は、復氏届によって可能となる（民法第751条第1項、法第95条）。

夫の死亡後に妻が復氏届を提出した場合の、婚姻前と婚姻後の戸籍の記載の例として図7-1及び図7-2参照。

2 日本人と外国人の夫婦

(1) 婚姻

日本国籍を有しない者には、戸籍が編製されない。しかし外国人の届出も受理される（法第25条第2項）など、日本国内にいる外国人にも戸籍法が適用され、また婚姻、認知などの届出をすることによって身分関係を形成することができる（法の適用に関する通則法（平成18年法律第78号）第24条、第34条）⁽³⁷⁾。

一方で外国人が日本人と夫婦になって婚姻届をする場合、婚姻届に伴う新戸籍の編製は、日本人同士の夫婦とは異なる。夫婦は同氏である旨規定する民法第750条には、外国人に対する適用について特段の定めはないが、戸籍実務の先例上、日本人と戸籍のない外国人の夫婦には同条は適用されず、婚姻によって日本人の氏の

変更はないと取り扱われている⁽³⁸⁾。したがって、戸籍の筆頭者ではない日本人が外国人と婚姻した場合には、その日本人についてだけ新戸籍が編製され、婚姻の前後を通じて氏の変更がない状態となる（法第16条第3項本文）。

このため、日本人と外国人の夫婦は、原則として別氏である。かつては日本人が外国人配偶者の氏に変更する場合には、法第107条第1項に基づいて「やむを得ない事由」がある場合に家庭裁判所の許可を得て行われていた。しかし、「外国人と婚姻した者が、その外国人の称していた氏を称しようとする場合には、典型的に婚姻生活の維持継続上や、婚姻に伴う社会生活活動上で、変更の必要性が高いと思われる」ため、国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律（昭和59年法律第45号）で法第107条第2項を新たに規定して、外国人と婚姻してから6か月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで外国人配偶者の氏に変更できることとした⁽³⁹⁾。この規定は同条第1項の特則であり、その氏の変更は婚姻という身分変動の効果によるものではないことから、専ら戸籍法上の呼称の変更にとどまるものであると、当時の法務省担当官は説明している⁽⁴⁰⁾。

日本人妻が外国人夫と婚姻後に、外国人夫の氏への変更届をし、さらにその後、夫婦の間に子が生まれ日本人妻の戸籍に入籍した場合の記

⁽³⁷⁾ 前掲注(7), p.1 参照。

⁽³⁸⁾ 「昭和26年3月18日付柴日記戸第94号福岡県浮羽郡柴刈村長照会・昭和26年4月30日付民事甲第899号民事局長回答」『親族、相続、戸籍に関する訓令通牒録 第1巻』（加除式）日本加除出版，昭和7（1932），pp.755-760；「昭和26年8月17日付戸日記発第434号山口県下関市長照会・昭和26年12月28日付民事甲2424号民事局長回答」同上，pp.1031-1032；「昭和40年4月12日付民事甲第838号民事局長回答（昭和40年2月22日付欧西第1310号外務省欧亜局長照会）」『親族、相続、戸籍に関する訓令通牒録 第6巻』（加除式）日本加除出版，昭和7（1932），pp.7603-7605。なお国際私法の観点から、日本人と外国人の夫婦の氏の変動や戸籍実務などについて論じたものとして、石黒一憲「人の氏名と国際家族法—改正戸籍法基本通達及びその基礎にある従来の一貫した涉外戸籍先例に対する重大な疑問」『家庭裁判月報』vol.37 no.9, 1985.9, pp.1-71; 佐藤やよひ「涉外婚姻と夫婦の氏—民法七五〇条の適用をめぐる—」中川良延ほか編『日本民法学の形成と課題 下』有斐閣, 1996, pp.1067-1105; 松岡博『現代国際私法講義』（NJ叢書）法律文化社, 2008, pp.243-246; 南敏文「渉外的身分関係と氏」『戸籍時報』no.652, 2010.3, pp.2-12 など参照。

⁽³⁹⁾ 田中康久「戸籍法の一部を改正する法律の概要」『民事月報』vol.39 no.6, 1984.6, pp.67-68.

⁽⁴⁰⁾ 細川清ほか「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍実務」『民事月報』vol.39号外, 1984, pp.147-149. なお、「民法上の氏」と「呼称上の氏」の観点から論じたものとして唄 前掲注(20), pp.248-249 参照。

図 7-1 妻が夫死亡後に復氏届をした場合の婚姻前の戸籍の例

本籍		京都府上京区小山西音町十八番地	
氏名		乙野忠治	
父	母	梅子	
乙野忠治	春子	昭和三十四年五月八日	
女長			
省略		平成三拾年五月拾五日婚姻前の氏に復する届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍	

(出典) 高橋昌昭『一目でわかる戸籍の各種届出 (新版)』(レジストラ・ブックス 116) 日本加除出版, 2006, p.206 などに基づき、筆者作成。

図 7-2 妻が夫死亡後に復氏届をした場合の婚姻後の戸籍の例

本籍		東京都千代田区平河町一丁目四番地	
氏名		甲野義太郎	
父	母	妻	夫
甲野幸雄	松子	梅子	義太郎
男長		昭和三十四年五月八日	昭和四拾年六月式拾日
省略		平成三拾年五月拾七日消除	
省略		平成三拾九年五月式日午後参時東京都千代田区で死亡同月拾日親族甲野梅子届出除籍	
省略		平成三拾九年五月式日夫死亡	
省略		平成三拾年五月拾五日婚姻前の氏に復する届出同月拾七日京都市上京区長から送付同区小山西音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍	

除籍

(出典) 高橋昌昭『一目でわかる戸籍の各種届出 (新版)』(レジストラ・ブックス 116) 日本加除出版, 2006, p.207 などに基づき、筆者作成。

図8 外国人夫と婚姻後に夫の氏に変更した日本人妻と、その夫婦の子の戸籍の例

平成四年拾壹月貳日(京都市上京区で出生同月拾日父(国籍アメリカ合衆国西暦千九百六拾五年六月貳拾壹日生)届出入籍⑩)		平成四年五月八日(戸籍法百七条一項の氏変更届出⑩)		昭和四拾壹年壹月八日(京都市上京区で出生同月拾日父届出入籍⑩)		平成四年拾壹月拾日(国籍アメリカ合衆国ウエスタン・クリストファー(西暦千九百六拾五年六月貳拾壹日生)と婚姻届出京都市上京区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍⑩)		平成四年五月八日(戸籍法百七条一項の氏変更届出⑩)		京都市上京区小山初音町十八番地		本籍	
父	ウエスタン・クリストファー	母	乙野忠治	父	ウエスタン・クリストファー	母	乙野忠治	父	ウエスタン・クリストファー	母	乙野忠治	氏名	ウエスタン 乙野 梅子
妻	梅子	妻	梅子	妻	梅子	妻	梅子	妻	梅子	妻	梅子	氏名	ウエスタン 乙野 梅子
出生	平成四年拾壹月貳日	出生	昭和四拾壹年壹月八日	出生	平成四年拾壹月拾日	出生	平成四年拾壹月拾日	出生	平成四年拾壹月拾日	出生	平成四年拾壹月拾日	氏名	ウエスタン 乙野 梅子
啓太郎	梅子	梅子	梅子	梅子	梅子	梅子	梅子	梅子	梅子	梅子	梅子	氏名	ウエスタン 乙野 梅子
男長												女長	

(出典) 高橋昌昭『一目でわかる戸籍の各種届出(新版)』(レジストラー・ブックス 116) 日本加除出版, 2006, p.276; 新谷雄彦『一目でわかる涉外戸籍の実務(全訂)』(レジストラー・ブックス 128) 日本加除出版, 2010, pp.35, 190 などに基づき, 筆者作成。

載例は、図8のとおりである⁽⁴¹⁾。

なお外国人配偶者の氏への変更の届出をした日本人配偶者の戸籍に子などが既に記載されている場合は、図8とは異なり、その日本人配偶者について新戸籍を編製する(法第20条の2第1項)。

(2) 離婚等

法第107条第2項に基づいて婚姻後に外国人配偶者の氏に変更した日本人は、離婚、婚姻の取消し又は外国人配偶者の死亡の日から3か月以内に氏の変更届を行えば、家庭裁判所の許可を得ることなく、変更の際に称していた氏に変更することができる(同条第3項)。この届出に

より変更の際に称していた氏への変更は、同条第2項に基づく氏の変更届と同様に、「民法上の氏」自体の変更ではなく、「呼称上の氏」の変更である⁽⁴²⁾。

III 子の氏

1 氏の取得

子が出生時にどの氏を称するのかは、嫡出子(法律上の婚姻関係にある男女を父母として生まれた子)⁽⁴³⁾か非嫡出子かによって異なる。父母が日本人同士の嫡出子の場合には父母の氏を、その出生前に父母が離婚したときは、離婚時の父母の氏を称する。非嫡出子は母の氏を称する(民法

(41) 戸籍実務では、外国人の氏名の表記方法について「戸籍の身分事項欄及び父母欄に外国人の氏名を記載するには、氏、名の順により片仮名で記載する」ことを原則とし、「片仮名で記載する場合には、氏と名とはその間に読点を付して区別するもの」としている(「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて(昭59・11・1民2・5500法務局・地方法務局長あて民事局長通達)」『民事月報』vol.39号外, 1984, pp.461-462参照)。

(42) 田中 前掲注(39), p.72.

(43) 金子ほか編 前掲注(1), pp.854-855.

第790条)。したがって嫡出子は父母の戸籍に(図4参照)、非嫡出子は母の戸籍に(図5-1参照)それぞれ出生時に入籍する。婚姻届をした日本人と外国人の父母の子の出生届がなされた場合⁽⁴⁴⁾、子は国籍法(昭和25年法律第147号)第2条第1号により日本国籍を取得することから、父が日本人である場合は父の氏を称して父の戸籍に入籍し、母が日本人である場合は母の氏を称して母の戸籍に入籍する(法第18条。図8参照。)⁽⁴⁵⁾。

2 氏の変更

(1) 民法第791条に基づく氏の変更

子が父又は母と氏を異にする場合には、子は家庭裁判所の許可を得て、入籍届(法第98条第1項)をすることによって、その父又は母の氏を称することができる(民法第791条第1項)。家庭裁判所の許可を得なければならないとしているのは、子の氏の変更を子などが自由にすることができることとすれば、氏が家名であった時代の因襲的感情にとらわれ、また非嫡出子が婚姻中の父の氏を称してその戸籍に入る場合には、父の妻、異母兄弟の感情、社会的地位を害するなど、関係者の利害を生じるおそれがあるため、家庭裁判所に関与させて、これらの利害等を調整させ、その当否を判断させるためであるとの説明が法務省担当官からなされている⁽⁴⁶⁾。

父母が離婚して母が復氏し婚姻前の戸籍に復籍した場合に、子が母の氏に変更し新戸籍を編製した場合の記載例としては、図9-1及び図

9-2のとおりである。

なお、父又は母の氏とは、「民法上の氏」のことであり、子と「民法上の氏」が同氏である父又は母が婚氏続称(母が未婚状態で子を出産し、その後婚姻して改氏し、さらに離婚して婚氏続称した場合など)、外国人配偶者の氏を称したことによりその「呼称上の氏」が子の「呼称上の氏」と異なることになった場合については、民法第791条によって父母の氏を称することはできないとされている⁽⁴⁷⁾。

一方で子が父母と氏が異なるのが、父又は母が氏を改めたことによる場合には、父母の婚姻中に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、入籍届によってその父母の氏を称することができる(民法第791条第2項)。その立法理由としては、そのような場合に子の氏を父母の氏に変更することによって、家庭間の不和を生じ、関係者間の利害の対立というような問題が生じることもなく、また家庭裁判所において許可をしないということは通常考えられないことから、当事者に家庭裁判所の許可という負担を負わせるべきではないからであるとされている⁽⁴⁸⁾。

同項で定める子と父母との氏が異なるに至った事由については、次の場合が法務省民事局長通達で挙げられている⁽⁴⁹⁾。

- ①父又は母の縁組
- ②父若しくは母の離縁又は縁組の取消し
- ③父母の婚姻

(44) なお生まれた子が外国籍を取得する場合でも、戸籍先例では「戸籍法が出生又は死亡等身分に関して届出を命じている事項については、その事項が日本において発生したものである限り、外国人でも同法の規定に基いて、これが届出をすべき義務を有するもの」とされている(「昭和24年3月23日付民事甲第3961号民事局長回答(昭和23年12月7日付札幌第201号札幌市長照会)」『親族、相続、戸籍に関する訓令通牒録 第1巻』前掲注38, pp.236の2-236の3)。

(45) 新谷雄彦『一目でわかる涉外戸籍の実務(全訂)』(レジストラ・ブックス128)日本加除出版, 2010, pp.23-27参照。

(46) 平賀俊明ほか「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて(基本通達)の解説」『民事月報』vol.42号外, 1987, pp.251-252。

(47) 同上, p.253; 梶村 前掲注(22), p.961参照。

(48) 平賀ほか 前掲注(46), p.252。

(49) 「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて(昭和62・10・1民2・5000法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)」『民事月報』vol.42号外, 1987, p.497。

④父又は母の民法第 791 条の規定による氏の変更

⑤父母の婚姻又は父の認知による準正嫡出子の身分の取得

⑥父又は母の帰化

子と父又は母の「呼称上の氏」が同一である一方で、「民法上の氏」が異なる状況で子が父又は母の戸籍への入籍を望む場合、民法第 791 条による氏の変更が可能なのかどうか問題となる。この点、氏が「鈴木」だった父母と子について、その父母が養子縁組をして養親の「鈴木」の氏に改め、父母と子の戸籍が異なったことから子（原告人）が氏の変更を申し立てた事案において、民法第 791 条第 1 項は「親と子が氏を異にするような事情を生じ、従つて戸籍を異にするに至つた場合において、子の利益のために、それによつて生ずる社会生活上の不便を除去するため、子が親と同一の氏を称し、かつ親と同一の戸籍に入る途を開いたものとみることができる」とした上で、「原告人の父母が現在称する『鈴木』なる氏はその養親…から承けたものであり、原告人の称する『鈴木』なる氏は縁組前における原告人の父母から承けたものであるから、たまたま両者が同一字体同一呼称であつても、法律上の氏としては互いに異なるものというべきであり、しかも原告人とその父母は右のように戸籍を異にしているのであるから、原告人の年齢から考えた場合、そのために将来原告人にとって父母との同居その他の社会生活上少からず不便支障が生ずるものと予測される」として、子の氏の変更を認めた裁判例がある⁽⁵⁰⁾。

また父母の一方が離婚後に婚氏続称し、その者が筆頭者の戸籍に子を入籍させる場合、民法

第 791 条第 1 項に基づいて家庭裁判所の許可を得る必要があるのかどうか問題となる。この点、婚氏続称に関する民法改正案の国会審議において、香川保一法務省民事局長（当時）が「離婚いたしまして母親が依然として婚姻中の氏を称するという場合には、厳密に申しますと、氏は夫の氏とは違う氏だけれども呼称が同じ…父親の戸籍に残っておる子供の氏というのは、これは全く父親の氏と同じでございますから、法律的に申しますと、したがって呼称は同じであつても母親が称しておる氏と子供の氏とは違うということになるわけでございますから、その問題は、現行法どおり子供の氏の変更の手続で母親の戸籍へ入れることができる」と国会で答弁しており⁽⁵¹⁾、婚氏続称する母と子とは「呼称上の氏」は同じでも「民法上の氏」が異なることから、家庭裁判所の許可を得て子の氏を変更する必要があるとしている⁽⁵²⁾。

(2) 戸籍先例で特に認められた氏の変更

子が父又は母と「民法上の氏」が同一であるが戸籍を異にする状況で次に挙げる場合には、戸籍先例上同籍するための入籍届が特に認められ、家庭裁判所の許可を要しないとされている⁽⁵³⁾。

①離婚、離縁等によって復氏した者につき新戸籍が編製された後、その者の婚姻又は縁組前の戸籍にある同氏の子が、上記の新戸籍に入籍することを希望する場合⁽⁵⁴⁾。

②父又は母がその氏を外国人配偶者の称している氏に変更する届出（法第 107 条第 2 項）により新戸籍が編製された後、氏変更前の戸籍に在籍している子が上記の新戸籍に入籍することを希望した場合⁽⁵⁵⁾。

③②により氏を変更した父又は母が離婚、婚

50) 仙台高等裁判所決定昭和 45 年 5 月 25 日『判例タイムズ』no.251, 1970.10, pp.205-206.

51) 第 77 回国会参議院法務委員会会議録第 6 号 昭和 51 年 5 月 18 日 pp.10-11.

52) 婚氏続称において「民法上の氏」と「呼称上の氏」の概念を用いたことによって、離婚後の親子間の戸籍の異同の決定が困難になったと指摘するものとして、水野 前掲注(16), pp.165-166 参照。

53) 前掲注(7), pp.134-135.

54) 前掲注(49), pp.495-497.

55) 前掲注(41), p.456.

姻の取消し又は配偶者の死亡により、その氏の変更の際に称していた氏に変更する届出（法第107条第3項）により、新戸籍が編製された場合、氏変更前の戸籍に在籍している子が上記の新戸籍に入籍することを希望した場合⁽⁵⁶⁾。

- ④筆頭者の死亡後、その生存配偶者が自己の氏を称して婚姻し、新戸籍が編製された後、従前戸籍に在籍している子がこの新戸籍に入籍をすることを希望した場合⁽⁵⁷⁾。

(3) 外国人父母の氏への変更

戸籍の筆頭者及びその配偶者以外の者で、父又は母を外国人とするものは、その氏を外国人である父又は母の称している氏に変更しようとする場合には、家庭裁判所の許可を得て、氏を変更することができる（法第107条第4項）。戸籍の筆頭者及びその配偶者でない者に氏の変更の方法を認めた点で、法第107条第1項の特則となっている。氏の変更の効果は、届出事件の本人についてのみ生じ、同籍者には及ばないため、届け出た本人について新戸籍を編製する（法第20条の2第2項）。新戸籍を編製された子は、自己の意思に基づいて戸籍の筆頭者となった者であるため、以後、同籍する旨の入籍届をすることによって日本人父又は母の戸籍に入籍することはできないとされている。⁽⁵⁸⁾

戸籍がない外国人の父又は母の氏は「民法上の氏」ではないため、法第107条第4項による氏の変更は、外国人配偶者の氏への変更と同様

に「呼称上の氏」の変更と考えられる⁽⁵⁹⁾。

IV 選択的夫婦別氏制度

1 平成8年法制審議会答申

法制審議会では、民法の夫婦同氏制度や子の氏の取得など、婚姻制度等の見直し審議が平成3（1991）年1月から行われた。この見直し審議が開始された背景としては、「国連婦人の10年」、女子差別撤廃条約の締結等の1970年代から始まった地球的規模の女性の地位向上運動、日本国内に設置された婦人問題企画推進本部（当時）による婦人の地位の向上のための「国内行動計画」の策定などが挙げられている⁽⁶⁰⁾。また民法学者などの有識者の間では夫婦別氏制度の是非や、それを認めた場合の戸籍制度の在り方などについての論議がなされていた⁽⁶¹⁾。審議開始後の平成5（1993）年には、婚姻前の氏名を通称として用いてきた国立大学教授が、大学側による戸籍上の氏名の使用の差止め等を求めた訴訟で、夫婦同氏は、主観的には夫婦の一体感を高める場合があり、客観的には利害関係を有する第三者に対し夫婦である事実を示すことを容易にするものであるから、民法第750条は合理性を有し憲法違反ではなく、通称ないし婚姻前の氏名を使用する権利が日本国憲法第13条によって保障されているとは断定できないなどとして、訴えを退けた判決が出された⁽⁶²⁾。

法制審議会では平成4（1992）年12月に①「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告

⁽⁵⁶⁾ 同上, p.457.

⁽⁵⁷⁾ 「戸籍法施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴う関係通達等の整備について（平成6年11月16日付け法務省民2第7005号法務局長、地方法務局長あて法務省民事局長回答）」『親族、相続、戸籍に関する訓令通牒録 第9巻』（加除式）日本加除出版、昭和7（1932）、p.11908.

⁽⁵⁸⁾ 前掲注(7), pp.155-156; 前掲注(4), p.457. なお、外国人父母の氏への変更届の手續、記載例等については、高橋昌昭『一目でわかる戸籍の各種届出（新版）』（レジストラ・ブックス 116）日本加除出版、2006、pp.289-296 参照。

⁽⁵⁹⁾ 唄 前掲注(20), p.249 参照。

⁽⁶⁰⁾ 小池信行「選択的夫婦別氏制の論点について」『戸籍時報』no.654, 2010.4, pp.3-6.

⁽⁶¹⁾ 星野澄子ほか「座談会 『夫婦別氏』」『自由と正義』vol.37 no.5, 1986.5, pp.85-109; 加藤一郎ほか「座談会 夫婦別姓の検討課題」『ジュリスト』no.936, 1989.6.15, pp.90-117; 澤田省三『夫婦別氏論と戸籍問題』ぎょうせい、1991 など参照。

⁽⁶²⁾ 東京地方裁判所判決平成5年11月19日『判例タイムズ』no.835, 1994.4.1, pp.58-93.

(論点整理)』⁽⁶³⁾を、平成6(1994)年7月に②「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」⁽⁶⁴⁾を、平成7(1995)年9月に③「婚姻制度等の見直し審議に関する中間報告」⁽⁶⁵⁾を公表し、平成8(1996)年2月に④「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申した。

この答申は、婚姻適齢、再婚禁止期間、選択的夫婦別氏制度、子の氏、裁判上の離婚の原因、非嫡出子の相続分など、民法の身分法分野を幅広く改正の対象にするものであった。このうち、選択的夫婦別氏制度に関して夫婦の氏、子(実子又は嫡出子)の氏、子の氏の変更に関する②と④の案の内容は、表のとおりである。

②の要綱試案のうち、A案は「夫婦の氏の定めをすることを原則としつつ、この定めを義務づけることをしないで、その定めをしないこともできるとする」もの、B案は「人が婚姻前に称していた氏は、原則として、婚姻によって変更されず、婚姻に際して夫婦の間で特段の合意がされた場合に限り、夫婦は同じ氏を称するとする」もの、C案は「夫婦は同一の氏を称するものとする現行の制度を維持しつつ、婚姻によって氏を改めた夫婦の一方が、婚姻前の氏を自己の呼称として使用することを法律上承認する」ものであった⁽⁶⁶⁾。最終的に④の法律案要綱では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚

姻前の氏を称する」と夫婦が別氏を選択することを認めた上で、「夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、夫婦は、婚姻の際に、夫又は妻の氏を子が称する氏として定めなければならない」として別氏夫婦は子の氏をあらかじめ定めることとした。

一方で、以上のような法制審議会で議論された夫婦の氏の制度を前提に、民事行政審議会は平成8年1月30日に、戸籍法の改正の基本方向を示す答申を行った⁽⁶⁷⁾。この答申の大きな特徴は、戸籍編製基準を現行戸籍法が採る夫婦及び親子の単位のままとしつつ、「夫婦及び同氏の子同一戸籍の原則」を変えて、別氏夫婦についても同戸籍とし、その一方と氏を同じくする子も同籍することを提唱したことである⁽⁶⁸⁾。また、戸籍での氏名の記載の順序について、別氏夫婦の氏名は、子が称する氏として定めた氏を称する者、その配偶者の順とし、また現行の戸籍では名前のみ記載されている欄に氏名を記載することとした。この点「選択的夫婦別氏制度が導入されたとしても、現行の戸籍制度の基本的枠組みには変更がない」との指摘がある⁽⁶⁹⁾。

これらの答申に基づく別氏夫婦の戸籍のひな形の案として、図10が示されている。

しかし選択的夫婦別氏制度の導入について国民の意見が大きく分かれていること⁽⁷⁰⁾などから、「民法の一部を改正する法律案要綱」や「民

(63) 法務省民事局参事官室「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告(論点整理)」『ジュリスト』no.1015, 1993.1.1・15, pp.305-311.

(64) 法務省民事局参事官室「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」『ジュリスト』no.1050, 1994.8.1・15, pp.214-255.

(65) 法務省民事局参事官室「婚姻制度等の見直し審議に関する中間報告」『ジュリスト』no.1077, 1995.10.15, pp.167-183.

(66) 同上, pp.169-170. なおC案については、氏とは異なる民法上の「呼称」という概念を導入することが、戸籍実務で用いられている「呼称上の氏」との混同を生じさせ、氏の理論を一層複雑・難解なものにするおそれがあることから、氏の制度として採用することは相当でないとの指摘がなされている(同上, p.173.)。

(67) 『選択的夫婦別氏制度の導入に伴う別氏夫婦の戸籍の取扱いに関する民事行政審議会答申』法務省民事局, 1996.1.

(68) 小池 前掲注(60), pp.60-62. なお、元内閣法制局長官の大森政輔氏は「選択的夫婦別氏制度は、民法上の氏を異にする男女が婚姻後も従前の氏を称したいという意思を尊重することが趣旨であり、端的に婚姻によって『民法上の氏』が変動しないとする制度が事柄の本質に最も合致する」と述べている(大森政輔「論点『夫婦別氏』へ法整備期待」『読売新聞』2002.2.22.)。

(69) 原優「選択的夫婦別氏制度の導入と戸籍制度について」戸籍法50周年記念論文集編纂委員会編 前掲注(12), p.789.

(70) 同上参照。なお、当時の政権与党であった自由民主党内で意見がまとまらず政府案としての提出を断念したことを指摘したものとして、民法改正を考える会編著『よくわかる民法改正—選択的夫婦別姓&婚外子差別撤廃を求めて—』朝陽会, 2010, p.43 参照。

表 選択的夫婦別氏制度に関する民法改正案要綱（又は試案）の比較

	I 夫婦の氏	II 子（実子又は嫡出子）の氏	III 子の氏の変更
要綱試案 A 案	<p>1. 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する（同氏夫婦）。ただし、この定めをしないこととすることもできる（別氏夫婦）。</p> <p>2. 別氏夫婦は、婚姻の際に、夫又は妻のいずれかの氏を、子が称する氏として定めなければならない。</p> <p>3. 別氏夫婦は、婚姻後、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、夫又は妻の氏を称することができる。</p>	<p>1. 同氏夫婦の子の氏 同氏夫婦の子の取扱いは、現行法どおりとする。</p> <p>2. 別氏夫婦の子の氏 別氏夫婦の子は、I 2により定められた氏を称する。</p>	<p>1. 同氏夫婦の子の氏の変更 同氏夫婦の子の氏の変更の取扱いは、現行法どおりとする。</p> <p>2. 別氏夫婦の子の氏の変更 (1) 別氏夫婦の子は、父母の婚姻中は、自己と氏を異にする父又は母の氏を称することができない。</p> <p>(2) 別氏夫婦の子は、自己と同じ氏を称していた父又は母が氏を改めたことにより、その父又は母と氏を異にする場合には、父母の婚姻中に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる。</p> <p>(3) 別氏夫婦が同氏夫婦となったときは、子は、家庭裁判所の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏を称することができる。</p> <p>(4) 別氏夫婦の子は、父母の婚姻が解消し又は取り消された後は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、氏を異にする父又は母の氏を称することができる。</p> <p>(5) 子が15歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、(2)から(4)までの行為をすることができる。</p> <p>(6) (2)から(5)までによって氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から1年以内に戸籍法の定めるところによって、従前の氏に復することができる。</p>
要綱試案 B 案	<p>夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称することができる。</p> <p>(注) 別氏夫婦から同氏夫婦、又は同氏夫婦から別氏夫婦への転換は認めない。</p>	<p>1. 同氏夫婦の子の氏 同氏夫婦の子の取扱いは、現行法どおりとする。</p> <p>2. 別氏夫婦の子の氏 別氏夫婦の子は、その出生時における父母の協議により定められた父又は母の氏を称する。</p> <p>(注) 子の出生時に父母の協議が調わない場合又は協議をすることができない場合における子の氏の定め方については、なお検討する。</p>	<p>1. 同氏夫婦の子の氏の変更 同氏夫婦の子の氏の変更の取扱いは、現行法どおりとする。</p> <p>2. 別氏夫婦の子の氏の変更 (1) (1)、(2)及び(4)から(6)までは、A 案と同様とする。</p> <p>(2) (1)において引用する上欄の A 案Ⅲ 2(1)にかかわらず、子は、成年に達した時から2年以内に、家庭裁判所の許可を得ないで、戸籍法の定めるところによって、成年に達した時に称していた氏と異なる父又は母の氏を称することができる。</p> <p>(注) 子相互間で氏が異なる場合に、その氏を統一する方向での氏変更を認めるかどうかは、なお検討する。</p>
要綱試案 C 案	<p>1. 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称するものとする。</p> <p>2. 婚姻により氏を改めた夫又は妻は、相手方の同意を得て、婚姻の届出と同時に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、婚姻前の氏を自己の呼称とすることができる。</p> <p>3. 2により婚姻前の氏を自己の呼称とする夫又は妻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その呼称を廃止することができる。</p> <p>4. 離婚復氏後の婚氏続称（民法第767条第2項）の規定は、婚姻中、婚姻前の氏を自己の呼称としていた者には適用しない。</p>		<p>1. 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができるものとする。ただし、子の父母が氏を異にする夫婦であって子が未成年であるときは、父母の婚姻中は、特別の事情があるときでなければ、これを行うことができない。</p> <p>2. 父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、1にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏又はその父若しくは母の氏を称することができる。</p> <p>3. 子の出生後に婚姻をした父母が氏を異にする夫婦である場合において、子がI 2によって子が称する氏として定められた父又は母の氏と異なる氏を称するときは、子は、父母の婚姻中に限り、1にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる。ただし、父母の婚姻後に子がその氏を改めたときは、この限りでない。</p> <p>4. 子が15歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、1から3までの行為をすることができる。</p> <p>5. 1から4までによって氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から1年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、従前の氏に復することができる。</p>
法律案要綱	<p>1. 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称する。</p> <p>2. 夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、夫婦は、婚姻の際に、夫又は妻の氏を子が称する氏として定めなければならない。</p>	<p>嫡出である子は、父母の氏（子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏）又は父母がI 2により子が称する氏として定めた父若しくは母の氏を称する。</p>	<p>4. 子が15歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、1から3までの行為をすることができる。</p> <p>5. 1から4までによって氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から1年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、従前の氏に復することができる。</p>

(出典) 法務省民事局参事官室「婚姻制度等に関する民法改正案要綱試案」『ジュリスト』no.1050, 1994.8.1・15, pp.214-218; 法制審議会総会決定「民法の一部を改正する法律案要綱」1996.2.26. (http://www.moj.go.jp/shingil/shingi_960226-1.html) に基づき、筆者作成。

図 10 別氏夫婦の戸籍のひな形 (案)

平成拾年拾壹月貳日東京都千代田区で出生同月拾日父届出入籍 [㊤]										昭和四拾七年壹月八日京都市上京区で出生同月拾日父届出入籍 [㊤]										平成九年六月拾日甲野義太郎と婚姻届出京都市上京区小山西初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍 [㊤]										昭和四拾六年六月貳拾壹日東京都千代田区で出生同月貳拾五日父届出入籍 [㊤]										平成九年六月拾日編製 [㊤]										東京都千代田区平河町一丁目四番地									
甲野啓太郎					乙野梅子					甲野義太郎					乙野忠治					甲野幸雄					松子					甲野義太郎																													
男長					女長					男長					男長					男長					男長																																		

(出典) 原優「選択的夫婦別氏制度の導入と戸籍制度について」戸籍法 50 周年記念論文集編纂委員会編『現行戸籍制度 50 年の歩みと展望—戸籍法 50 周年記念論文集—』日本加除出版, 1999, pp.799-780.

事行政審議会答申」に基づいて政府から民法及び戸籍法の改正関連法案が提出されない状況が継続した。他方で、選択的夫婦別氏制度の導入についての国会審議⁽⁷¹⁾、国会議員による夫婦別氏制度の導入などに関する「民法の一部を改正する法律案」の提出⁽⁷²⁾、行政機関、各種国家資格、各種免許等における旧姓使用の調査⁽⁷³⁾、夫婦の氏の選択などに関する民法上の差別的な規定に

対する国連女子差別撤廃委員会からの勧告⁽⁷⁴⁾などの動きがあった⁽⁷⁵⁾。

また選択的夫婦別氏制度の導入に対して慎重な立場と積極的な立場の論者の間で、様々な議論⁽⁷⁶⁾が行われた。議論の主な論点としては、次のものがある。①夫婦別氏は家族の絆にどのような影響を与えるのか。②夫婦別氏は子どもが育つ環境にどのような影響を与えるのか。③

(71) 例えば、第 156 回国会衆議院法務委員会議録第 33 号 平成 15 年 7 月 18 日参照。

(72) 提出状況について、民法改正を考える会編著 前掲注(70), p.78 参照。

(73) 男女共同参画会議基本問題専門調査会『選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ』2001.10.11, pp.27-30. <http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/kihon/yousi/bessi-chukan.pdf>

(74) 民法改正を考える会編著 前掲注(70), pp.62-64; 外務省「(仮訳) 条約第 18 条に基づく締約国により提出された報告の審議(女子差別撤廃委員会第 29 回会期報告(A/58/38) 関連部分)7. 第 4 回・第 5 回報告(2003 年 7 月 18 日)」http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/pdfs/4-5_k.pdf など参照。

(75) なお、諸外国での夫婦や子の姓に関する制度について調査したものとして、柳下み咲・山田敏之「各国の夫婦の姓についての法」『外国の立法』vol.31 no.4, 1992.7, pp.95-119; 岸美雪ほか「各国の子の姓についての法」『外国の立法』vol.33 no.4・5・6, 1995.4, pp.242-269 など参照。

(76) なお、選択的夫婦別氏制の論点や、積極意見と消極意見の論拠を比較したものとして、小池 前掲注(60), pp.75-79 参照。

夫婦別氏は家族のライフスタイルにどのような影響を与えるのか。④夫婦別氏の制度化の代わりに、通称使用を法制化すれば足りるか。

これらの論点に対して、慎重な立場からは、次のような意見がそれぞれ出されている。①夫婦が別氏になると、家族の絆を弱め、ひいては一夫一婦制の婚姻制度を破壊することにつながる⁽⁷⁷⁾。②家庭生活、教育、学校生活などにおいて、夫婦別氏に伴う親の権利主張、責任の所在の不明確化、孤独感の助長などが、子どもに悪影響を与える⁽⁷⁸⁾。③夫婦別氏論は、家族という社会的な機能や価値を軽視した御都合主義であり、行き過ぎた個人主義の主張である⁽⁷⁹⁾。④働く女性が結婚後に姓を変えることの不便さは、通称使用で解消し、戸籍制度上の夫婦同氏制を変える必要はない⁽⁸⁰⁾。

一方で制度の導入に積極的な立場から、次のような意見が各論点に対してなされている。①一人っ子同士の結婚の場合には、夫方、妻方ともに姓氏が絶える深刻な事態を抱えており、対策が望まれる⁽⁸¹⁾。また夫婦の一体性の是非を政府が決めなければならないという発想による規制の是非こそが問題である⁽⁸²⁾。②氏の違いで親子の情が薄れるわけではなく、他者との違いを認めないことが問題である⁽⁸³⁾。③家族に関する制度は、多様な家族の多様なニーズに応え、当事者を支援するものへと変容せざるを得ない⁽⁸⁴⁾。④通称使用が認められない職場はまだ多く、戸籍名使用を義務づける公的資格があ

る。身分証明の基本となる戸籍名と通称使用名との乖離は周囲に混乱を引き起こすことがあり、「民法上の氏」の同一を強制しなければならない理由に乏しい⁽⁸⁵⁾。

平成8年の法制審議会答申以降に実施された世論調査のうち、内閣府が実施した夫婦別氏制度の導入に関する調査結果（平成8年、13年、18年）は、図11のとおりである。

平成18（2006）年12月の調査結果について内閣府は「平成8年6月調査、平成13年5月調査と比較して見ると、『婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない』（39.8%→29.9%→35.0%）と答えた者の割合が上昇に転じ、逆に、『夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない』（32.5%→42.1%→36.6%）と答えた者の割合が低下に転じ、両者がほぼ同じ割合になっている」と分析している⁽⁸⁶⁾。

平成22年2月から3月にかけて日本放送協会（NHK）が実施した「家族に関する世論調査」では、「家族の名字が違くと、家族の一体感や絆が弱まると思う」という人は全体の59%と半数を超え、「家族の名字が違って、家族の一体感や絆には影響がないと思う」は40%だった。また性別では「家族の一体感や絆が弱まると思う」は、男性が62%であるのに対して、

(77) 前掲注(71), p.3〔森隆夫発言〕参照。

(78) 同上, pp.2-3 参照。

(79) 八木秀次「再び問う夫婦別姓 家族軽視する個人主義」『朝日新聞』2004.8.18 参照。

(80) 同上参照。

(81) 沼崎一郎「闢論 夫婦別姓の法制化 通称は一部の特権」『毎日新聞』2007.1.8; 一瀬智司「発言席 少子化社会には夫婦別姓も」『毎日新聞』2007.3.11 参照。

(82) 八代尚宏「私の視点 ウィークエンド 夫婦別姓」『朝日新聞』2001.11.3 参照。

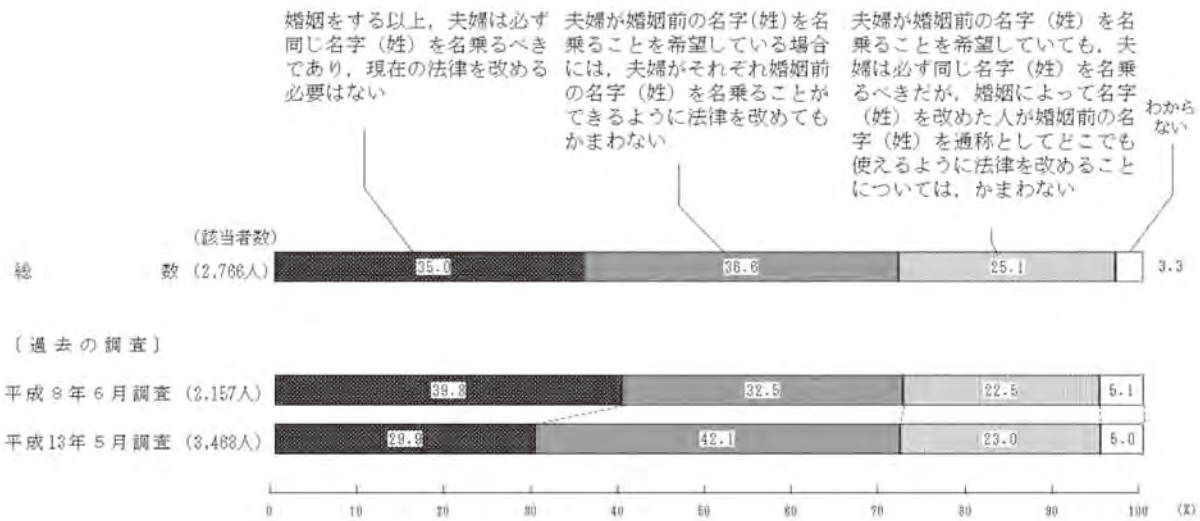
(83) 沼崎 前掲注(81)参照。

(84) 二宮周平「夫婦別姓（選択的夫婦別氏制度）」『ジュリスト』no.1336, 2007.6.15, pp.10-18 参照。

(85) 大森 前掲注(68); 沼崎 前掲注(81); 八代 前掲注(82)参照。

(86) 内閣府大臣官房政府広報室「2 調査結果の概要」『世論調査報告書 家族の法制に関する世論調査』2006.12. (<http://www8.cao.go.jp/survey/h18/h18-kazoku/2-3.html>)

図 11 選択的夫婦別氏制度の世論調査（平成 18 年 12 月調査）



(出典) 内閣府大臣官房政府広報室「図 17 選択的夫婦別氏制度」『世論調査報告書 家族の法制に関する世論調査』2006.12. <http://www8.cao.go.jp/survey/h18/h18-kazoku/images/zl7.gif> から抜粋。

女性は 56% だった。NHK は調査結果について「女性より男性が『別姓で家族の絆が弱まる』と考えている人が多い。さらに高い年層の人も『弱まる』という人が多い。『別姓』をめぐるは今も根強い慎重論があることがわかる」と分析している⁽⁸⁷⁾。

2 平成 21 年以降の政府等の動向

平成 21 (2009) 年 8 月の衆議院議員総選挙の結果を受けて、民主党、社会民主党及び国民新党による連立内閣が成立後、選択的夫婦別氏制度の導入に関する政府側の対応に動きが見られた。法務大臣に就任した千葉景子参議院議員(当時)が法務省初登庁後の記者会見で、自身が提出し続けてきた民法改正法案による夫婦別氏制度の導入について「元々法制審議会が 1996 年に答申を出しておられて、ある意味では法務省の中でも理解が相当ある問題ではないかなとは

思っています。」「この法制審議会に出されている答申をできるだけ活かす方向で、そしてこれもいろいろな家族関係の問題はたくさん山積をしていますし、それから国際的な批判の部分もありますので、そういうことをできるだけ解消していく方向」で取り組むことを表明した⁽⁸⁸⁾。これを受けて、有識者などの間で夫婦別氏制度の導入の是非などについて、改めて議論がなされ、法律上の通称使用を認める代替案について「通称使用の公的使用を認めるのであれば、戸籍そのものが別姓であるのと何ら変わらない」とするもの⁽⁸⁹⁾や、民法改正を求める立場の中には「戸籍の個人籍への変更」など婚姻制度の緩和の主張があるが、これは「現行の家族制度を相対化し、家族を縦横の特別の関係を重視したり、家族倫理に配慮しない個人と個人との緩やかな関係に変質させようという家族観に立脚したもの」であるとするもの⁽⁹⁰⁾など、戸籍制

87) 関谷道雄・加藤元宣「家族の中の“すれ違い” — 『家族に関する世論調査』から —」『放送研究と調査』vol.60 no.7, 2010.7, pp.10-11.

88) 法務省「千葉新法務大臣初登庁後記者会見の概要 (平成 21 年 9 月 16 日(水))」http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/kaiken_point_sp090916-03.html

89) 佐々木知子「論点 67 夫婦別姓を認めるべきか 家族の絆と姓は無関係だ。なぜ、通称使用の拡大はよくて別姓はダメなのか」文藝春秋編『日本の論点 2010』2010, p.607.

90) 八木秀次「論点 67 夫婦別姓を認めるべきか 『家族の絆と姓は無関係』は詭弁。別姓が日本人の家族観を崩壊させるわけ」同上, pp.610-613.

度に言及するものがあつた⁽⁹¹⁾。

政府では平成 22 (2010) 年の第 174 回国会 (常会) に向けて、民法及び戸籍法の一部改正について、平成 8 年法制審議会答申と同様のものが検討された⁽⁹²⁾が、法案の提出には至らなかった。一方で平成 22 年 12 月に閣議決定した「第 3 次男女共同参画基本計画」で「選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正について、引き続き検討を進める」こととした⁽⁹³⁾。また国際的な動向では、平成 21 (2009) 年 8 月に国連女子差別撤廃委員会から日本政府に対して「委員会は…選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする民法改正のために早急な対策を講じるよう

締約国に要請する」とした上で「委員会は…勧告の実施に関する書面での詳細な情報を、2 年以内に提出するよう締約国に要請する」との勧告がなされた⁽⁹⁴⁾。

平成 22 年 7 月に執行された第 22 回参議院議員通常選挙の際に各党から公表されたマニフェスト (公約、政策集) においては、民主党が夫婦別氏制度について触れていない⁽⁹⁵⁾一方で、自由民主党⁽⁹⁶⁾、国民新党⁽⁹⁷⁾及びたちあがれ日本⁽⁹⁸⁾が夫婦別氏制度の導入について反対を表明し、公明党⁽⁹⁹⁾、日本共産党⁽¹⁰⁰⁾及び社会民主党⁽¹⁰¹⁾は選択的夫婦別氏制度の導入などを内容とする民法改正の実現を公約として表明した。

(91) このほか夫婦別氏制度の導入の是非について論じたものとして、青野慶久ほか「金曜討論 オピニオン 夫婦別姓」『産経新聞』2009.9.4; 二宮周平「エコノミスト・レポート 選択的夫婦別姓制度を認める意味とは何か」『エコノミスト』vol.87 no.64, 2009.11.24, pp.82-84; 百地章「正論 夫婦別姓は家庭崩壊をもたらす」『産経新聞』2010.3.19 など参照。夫婦同氏を定めた民法第 750 条が憲法に違反しているとして、東京都の事実婚夫婦ら男女 5 人が国などを相手に国家賠償等を求める訴えを東京地方裁判所に起こしたことを報道したものとして、「『夫婦別姓禁止は違憲』 男女 5 人 国家賠償求め提訴 東京地裁」『毎日新聞』2011.2.15; 「夫婦別姓求め提訴 男女 5 人『憲法に違反』」『産経新聞』2011.2.15 など参照。

(92) 法務省「第 16 回法務省政策会議 議事次第」2010.2.24. <<http://www.moj.go.jp/content/000023842.pdf>>; 同「第 16 回法務省政策会議 議事要旨」2010.2.24. <<http://www.moj.go.jp/content/000023835.pdf>>; 同「第 16 回法務省政策会議 配布資料」2010.2.24. <<http://www.moj.go.jp/content/000023821.pdf>> なお、政府が選択的夫婦別氏制度に関し「氏を異にする夫婦の家族の戸籍の編製については、法務大臣の諮問機関である民事行政審議会からの平成 8 年 1 月 30 日の答申を踏まえて検討する必要があると考えている」と答弁したものとして、内閣参質 175 第 16 号 参議院議員山谷えり子君提出選択的夫婦別姓に対する菅内閣の認識に関する質問に対する答弁書 平成 22 年 8 月 20 日 p.2 <<http://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/syuisyo/175/toup/t175016.pdf>> 参照。

(93) 『第 3 次男女共同参画基本計画』(平成 22 年 12 月 17 日閣議決定) p.16. <<http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/3-26.pdf>>

(94) 内閣府男女共同参画局「(仮訳) 第 6 回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解」2009.8.7. <http://www.gender.go.jp/teppai/6th/CEDAW6_co_j.pdf> この委員会に係る審査、総括所見等について報告したものとして、坂本洋子「レポート 2009 国連女性差別撤廃条約・選択議定書をめぐる動きと日本政府報告書審査」『時の法令』no.1840, 2009.8.30, pp.56-62; 同「レポート 2009 国連女性差別撤廃委員会による日本政府報告書審査への総括所見」『時の法令』no.1844, 2009.10.30, pp.60-66 参照。

(95) 民主党『民主党 政権公約 MANIFESTO (マニフェスト)』2010.6.24. <<http://www.dpj.or.jp/special/manifesto2010/data/manifesto2010.pdf>>

(96) 自由民主党『自民党政策集 J-ファイル 2010 (マニフェスト)』p.42. <http://www.jimin.jp/jimin/kouyaku/22_sensan/pdf/j_file2010.pdf> なお加えて「女性の社会進出については、旧姓の使用範囲を拡大する法整備などで支援します」と表明した。

(97) 国民新党『国民新党 2010 政策集』p.11. <<http://www.kokumin.or.jp/seiken-seisaku2010/images/KokuminManifest.pdf>>

(98) たちあがれ日本『たちあがれ日本 政策宣言 2010』2010.6.24, p.21. <http://www.tachiagare.jp/pdf/news_release_100622_4.pdf>

おわりに

夫婦及び子の氏の取得や変動は、民法と戸籍制度が密接に関連して成り立っている。戸籍実務では氏は一つの戸籍の編製基準であるほか、「民法上の氏」と「呼称上の氏」に分けて、氏の変更、他の戸籍への入籍の可否や、その際に

家庭裁判所の許可を要するかどうかの判断基準となっており、平成8年法制審議会答申で示された選択的夫婦別氏制度も、これらの概念や戸籍実務等を踏まえて検討された。氏の制度の在り方は、出生、婚姻、離婚、父母と氏が異なる子の入籍などにかかわることから、国民の納得の得られるよう議論が尽くされる必要があるだろう。

(とりさわ たかゆき)

(99) 公明党『manifesto 2010 公明党』2010.6.17, pp.27-28. <http://www.komei.or.jp/policy/various_policies/pdf/manifesto2010_a4.pdf>

(100) 日本共産党『2010年参議院議員選挙にのぞむ日本共産党の政策集』2010.6.19, p.29. <http://www.jcp.or.jp/seisaku/2010_1/2010-6-19_sanin_seisaku_su.pdf>

(101) 社会民主党『総合版マニフェスト 参議院選挙公約 2010 社民党』p.13. <http://www5.sdp.or.jp/policy/policy/election/2010/images/manifesto10_2.pdf>